

平成22年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

3月5日（金）午前1

0時開議

日程第 1 議案第 3号 嵐山町公平委員会委員の選任につき同意を求める
ことにつ

いて

日程第 2 議案第 4号 嵐山町公平委員会委員の選任につき同意を求める
ことにつ

いて

日程第 3 議案第 5号 嵐山町公平委員会委員の選任につき同意を求める
ことにつ

いて

日程第 4 議案第 6号 嵐山町課設置条例の一部を改正することについて

日程第 5 議案第 7号 嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改
正するこ

とについて

日程第 6 議案第 8 号 嵐山町情報公開条例等の一部を改正することについて

日程第 7 議案第 9 号 平成 21 年度嵐山町一般会計補正予算（第 5 号）議定につ

いて

日程第 8 議案第 10 号 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4

号）議定について

日程第 9 議案第 11 号 平成 21 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2 号）議定について

日程第 10 議案第 12 号 平成 21 年度嵐山町水道事業会計補正予算（第 3 号）議定

について

日程第 11 議案第 20 号 第 4 次嵐山町総合振興計画基本構想の一部を改定すること

について

日程第 12 議案第 21 号 嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者の指

について

日程第13 議案第22号 動産の取得の変更について（防災倉庫及び防災資
機材）

出席議員（13名）

1番 畠山美幸議員	2番 青柳賢治議員
3番 金丸友章議員	4番 長島邦夫議員
5番 吉場道雄議員	6番 柳勝次議員
7番 河井勝久議員	9番 川口浩史議員
10番 清水正之議員	11番 安藤欣男議員
12番 松本美子議員	13番 渋谷登美子議員
14番 藤野幹男議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	菅原広子
書記	石橋正仁

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長
高	橋	兼	次	副 町 長
安	藤	實	総	務 課 長
井	上	裕	美	政 策 経 営 課 長
中	西	敏	雄	税 務 課 長
中	嶋	秀	雄	町 民 課 長
岩	澤	浩	子	健 康 福 祉 課 長
田	島	雄	一	環 境 課 長
水	島	晴	夫	産 業 振 興 課 長
木	村	一	夫	企 業 支 援 課 長
田	邊	淑	宏	都 市 整 備 課 長
小	澤	博		上 下 水 道 課 長
田	幡	幸	信	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教 育 委 員 会 こ ど も 課 長
大	塚	晃		教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
水	島	晴	夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、平成 22 年嵐山町議会第 1 回定例会第 8 日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

去る 3 月 1 日、埼玉県自治会館において、町村議会議員として 15 年以上在職した功勞に対し、松本美子議員が埼玉県町村議会議長会から表彰を受けました。また、埼玉県町村議会議長会役員の退職慰勞に対し、柳勝次議員が、埼玉県町村議会議長会から感謝状を受けました。まことにおめでとうございます。今後とも地方自治の進展にご活躍いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願ひます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○藤野幹男議長 日程第1、第3号議案 嵐山町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 おはようございます。それでは、議案第3号から提案の趣旨を説明させていただきます。

議案第3号ですけれども、嵐山町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。公平委員会委員、加藤明弘氏の任期が平成22年4月24日に満了となるため、引き続き同氏を公平委員会委員に選任をしたいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

加藤氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論は省略いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題になっております第3号議案 嵐山町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案 嵐山町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○藤野幹男議長 日程第2、第4号議案 嵐山町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

す。

議案第4号ですけれども、嵐山町公平委員会委員の選任につき同意を
求めることについての件でございます。公平委員会委員、富岡秀氏の任期
が平成22年4月24日に満了となるため、引き続き同氏を公平委員会委員
に選任をしたいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会
の同意を求めるものでございます。

富岡氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じま
す。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論は省略いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題になっております第4号議案 嵐山町公
平委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意
することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、第4号議案 嵐山町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○藤野幹男議長 日程第3、第5号議案 嵐山町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第5号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第5号は、嵐山町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。公平委員会委員に渡邊暁子氏を選任をしたいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

渡邊氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論は省略いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題になっております第5号議案 嵐山町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、第5号議案 嵐山町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第4、第6号議案 嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第6号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第6号は、嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件でございます。産業振興課及び企業支援課の事務分掌の一部を改め、より効率的な行政運営を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、議案第6号につきまして細部説明をさせていただきます。

企業支援課でございますけれども、優良企業の誘致に加えまして、企業の不況対策に取り組むため、昨年4月に設置をさせていただいたものでございます。この間、数次にわたる緊急的な経済対策あるいは雇用対策が実施をされておりますけれども、こうした事業の効率的な推進をはじめとする町内商工業の振興・発展を図るため、商業、工業、観光、労政の窓口を、この際、企業支援課に一元化するものでございます。

改正条例をごらんになっていただきたいと思っております。

改正前の産業振興課の分掌事務でございますけれども、農林水産業に関すること、商業に関すること、観光に関すること、労政に関すること、これを農林水産業に関することのみで改め、企業支援課に新たに商工業、観光、労政に関すること、これを機に改正をするものでございます。

次に、施行期日でございますけれども、22年の4月1日から施行とするものでございます。

附則の第2項でございますが、勤労福祉会館の設置及び管理条例、この所管課を産業振興課から企業支援課に改めるものでございます。

参考資料につきましては、ご高覧をいただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 産業振興課なのですけれども、農林水産業に関することのみになったわけなのですけれども、そうすると、この課の名前が産業振興課と一致しないような気がするのですけれども、その点についてのお考えはなかったのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁をお願いいたします。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 町の機構につきましては、平成18年の4月にグルー

プ制を柱とした機構改革、19課を13課に再編成したわけですが、来年、23年4月で丸5年が経過するというふうなことの中で、この間の時代の変化あるいは18年に行った機構改革の検証ということを含めまして、23年4月にもう一度機構の見直しというものを予定しております、これまでの間、あと1年でございますので、産業振興課の名称を変えずに、この1年間お願いをしたいというふうなことでございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

河井議員。

○7番(河井勝久議員) 2点ほどお聞きしたいと思うのですが、企業支援課と産業振興課の課がこういう形で所掌事務が変わるわけですが、今の産業振興課と企業支援課の中では、職員の配置体制というのはかなり違っているだろうと思うのですが、大方の部分が企業支援課のほうに移るということになりますと、その職員配置というのはどうふうに変わってくるのかどうか聞いておきたいと思います。

それから、観光の問題で、これが企業支援課の分掌事務になるわけがありますけれども、観光の問題が具体的にはどういうふうにするのか、企業支援課と結びつくのか。それから、観光事業を起こしたり、いろんな誘致や何かの問題もあると思うのですが、そういう問題では、中心的には何をどうしていくのか、その辺のところを聞いておきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 産業振興課あるいは企業支援課の職員配置につきましては、今後人事異動が行われる中で検討をされるということでございまして、基本的には、現在の配置されている人数を基本にしながら検討が加えられるというふうに思っております。

それから、観光とこの商工業との結びつきということでございますけれども、観光につきましては、観光の進展を通じて町内の商業等にその振興策が影響するように、密接なかかわりを持ちながら運営がされていくというふうなことでございまして、観光につきましては、従来の農業、商工業の所管とかかわりがそれぞれあるわけでございますけれども、より商業との結びつきのほうが強いだろうというふうなことで、従前の商工と観光というのは結びつきを持ちながら、同じ課で対応していくのがいいだろうというふうな考え方でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) お聞きします。

産業振興課から今言った商業、観光路線の関係を移して、産業振興課は農林水産業、それが1本になるということで、何か私の目から見ると、そちらのほうに産業振興の関係から、農業、林業、そちらの水産の関係を何か

もっと大事にしていくとか大きくしていく、いろんな行政をやっていくというふうに見えるのですが、いろいろ農業についても耕作放棄地だとか、林業にしても山林の荒廃ですとかいろいろあるわけですが、何か特別なものを考えているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 農業において特別のことを考えているのかということでございますけれども、今回産業振興課の受け持つ分掌は、農業に特化をしていくというふうなことでございまして、農業の抱えている、今議員さんおっしゃったような耕作放棄地の問題ですとか、新作物の導入の問題ですとか、あるいは農業後継者の問題ですとか、さまざまな課題に取り組んでいくためには、農業の専門のほうがいいだろうというふうな考え方が基礎にございまして、このような改正をさせていただいているということでございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第6号議案 嵐山町課設置条例の一部を改正することについて

の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第5、第7号議案 嵐山町一般職員の給与に関する
条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第7号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第7号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正することについての件でございます。人事院勧告に準拠して、時間外勤務手当の支給割合の改定及び時間外勤務代休時間の新設を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、議案第7号につきまして細部説明をさせていただきます。

平成 21 年度の人事院勧告につきましては、給与の引き下げ、手当の引き下げが行われたわけでございますけれども、昨年の 12 月の議会でご決定をいただいております。このときの人勧で、この給与改定のほかに、労働基準法の改正を踏まえた時間外勤務手当の改正という勧告も出されているところでございます。

内容は、特に長い時間外勤務を極力抑制し、またこうした時間外勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるもの、こういう趣旨でございます。具体的には、1カ月 60 時間を超える時間外勤務手当について、手当の割り増しの支給を受けるか、あるいはこの手当の割り増し支給分にかえて代休を取得するかを職員が選択できる制度を新設するもの、こういうことでございます。

改正の条例をごらんになっていただきたいと思います。

第 1 条、一般職員の給与に関する条例の一部改正でございますけれども、第 10 条の3の4項、5項、6項を追加するものでございます。

内容は、この4項は、ただいま申し上げました 60 時間を超えて勤務した

場合の割り増し率、これにつきましては平日は 100 分の 125、休日は 100 分の 135 となっております。これをそれぞれ 100 分の 150 に引き上げると。それから、夜間 100 分の 150 というふうに、事由事項でございますけれども、なっておりますけれども、これを 100 分の 175 に支給率を引き上げるといふものでございます。

5項でございますけれども、代休取得を選択した場合は、これは当然のことでございますけれども、割り増し分の手当は支給をしないという規定をここに入れたものでございます。

次に、右側にいきまして、第2章、勤務時間、休日休暇に関する条例の一部改正でございますけれども、この8条の4、これが追加になっております。これは、割り増し支給の手当にかえて代休を取得することを、時間外勤務代休時間としてここで定義づけをいたしまして、この休日休暇条例に規定をしたというものでございます。

第2項につきましては、この時間外勤務代休時間につきましては勤務を要しない旨を、改めてこの条例に規定したというものでございます。

10 条の改正、それからその後ろの、次のページになりますけれども、15 条の改正、これは条文の整備でございます。

施行期日でございますけれども、22 年の4月1日と。

それから、附則の第2項、ここで2つの条例の改正がなされております。1つは、右側にいきまして、嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部

改正、これを附則で行っております。右側の第 16 条、育児短時間勤務職員の給与条例の特例の部分でございますけれども、これは、育児休業を終えた職員が育児短時間勤務職員として勤務する場合、この場合も一般の職員と同様の、ただいま申し上げました制度を創設をするのですという改正になっております。

そして、その次のページをごらんになっていただきたいと思います。第 18 条、これは、短時間勤務職員についても同様の制度を創設しますという改正になるわけでございます。

附則の第 3 項、最後になりますけれども、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例と、こういうものがございます。この一部改正でございまして、給与を受けながら職員団体の業務を行えるものとして、この条例でその内容を規定している条例でございますけれども、この中にただいま申し上げてまいりました時間外勤務代休時間、これを追加するという改正でございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第 9 番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 初めに、これ差しかえがあったわけですから、説明なり、おわびなりあってしかるべきではないかなと思うのですけれども、一言

申し上げておきます。

それで、ちょっとよくわからないのですけれども、60 時間を超えた場合、お金、割り増しとしてもらえるのか、休みとしてもらえるのか、これ職員自身を選べるということによろしいのでしょうか、その点、1点伺いたいと思いますが。

それから、現在といいますか、職員の方は最高でどのくらい残業しているのか、わかりましたら伺いたいのと、あと休暇の取得状況も伺いたいと思います。

それと組合は、この件に関してどのような判断をされたのか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 この議案第7号につきましては、国から県を通じて市町村にこの改正の内容が通知をされるわけなのですけれども、その内容が来るのがちょっと遅かった関係もございまして、一度配付をさせていただいたものに一部、一番最後のページなのですけれども、この部分を追加させていただいたという経過がございます。大変申しわけなく思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それで、ご質問の件でございますけれども、議員さんご質問のとおりこの制度、割り増し支給を受けるか、あるいはそれにかえて時間に換算をした休

暇を受けるか、その辺は選択ができるということで、職員が判断をするというふうなことであります。

それから、最高でどのくらいというふうなことでございますけれども、60時間以上時間外勤務を行った職員、昨年4月以降、21年度のデータでございますけれども、3人で4月というのでしょうか、3人の職員がおりまして、1人の職員は二月、残りの2人の職員は一月分が60時間を超えているというふうな結果でございます。この中で、最高の時間は81時間30分ございました。

それから、休暇の状況でございますけれども、21年、これは1月から12月のデータでございますけれども、年休の職員の平均取得日数は12.1日ございました。これが昨年、平成20年のデータでございますけれども、平均で13.9日ございました。これが、全国あるいは埼玉県で嵐山町の休暇はどのくらいの水準にあるのかちょっと参考に申し上げますと、全国では職員の平均が10日、埼玉県では平均で9日というふうにデータは出ております。

それから、組合との関係でございますけれども、組合については、このようなお話をしてお願いをしているというふうな状況でございます。

〔何事か言う人あり〕

○安藤 實総務課長 改めて結果については聞いておりませんが、これは、人事院勧告に基づくものでございますので、こういうふうな改正をさせていた

だくというお願いをさせていただいております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口議員。

○9番(川口浩史議員) わかりました。

そうすると、一番心配するのが、職員本人がオーバーした場合、給料か休暇が選べるということでありませけれども、休暇は、全国あるいは県から比べても嵐山はよくとっているということではあるわけですが、しかしこれですと、今どのくらいでしょう、20日以上あるのでしょうか、休暇というのは。まだまだ全部はとり切っていないという状況ですよね。その上、あなたは休暇のほうがいいというような暗黙の圧力といいますか、言い方とか、そういうことがあってはいけないなということでちょっと心配したのですが、そういう本人が確実に休暇か給料かというのは選べるということで、これはよろしいわけなのですね。再度確認ですけれども、お願いします。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 この労働基準法の改正から人勧でこういうふうな形になったわけでございますけれども、職員の健康に配慮するとできるだけ時間外勤務というのはいないほうがいいわけございまして、使用者側といいましょうか、使用者側には時間外をやる場合の単価を引き上げて、引き上げるということはそれだけ財源がかかかりますので、時間外を抑制するというふうな、極力抑制するようなことにつながるように。

それから、労働者側といいたいまいしょうか、働く側にとっては、自分でなかなか時間外勤務手当としていただくよりも休みをとりたいという職員がいたとすれば、その希望にもこたえられるようにしたというふうなことでございまして、この制度の趣旨を十分踏まえて、これが適正に運用されるように考えていきたいと思えます。

○藤野幹男議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 関連質問になってしまうのですが、最高で81時間30分の時間外だとしますと、1日4時間、時間外をとったということになるのですが、これは課のほうの職員が少なくなったとかそういった理由というのは、すみません、これとちょっと関連してしまって申しわけないのだけれども、何かあるのか、そのところを伺いたいのですけれども。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 81時間30分をとった職員につきましては、5月でございました。4月にも64時間とっております、ちょうどこの期間、議員さんご承知だと思いますけれども、出納整理期間の期間なのです。非常に役所でも、部署によっては大変忙しい思いをするところもあるわけでございまして、そこでその職員が中心になっている業務がございまして、その職員が中心になって乗り切ったというふうなことだと思います。

具体的にどのような連携をとりながらというのは、詳しくは承知しておりませんが、課長のお話ですと、我々もこういう時間超えていますよというふうなことは課長にも申し上げるのですけれども、休養もとりながらやっているの、大丈夫だろうというふうに見ているというふうなことでございまして、健康上の心配はなかったというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

第6番、柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 聞き損ないかもしれないのですけれども、確認したいのですけれども、この第5項ですか、60 時間を超えた場合は手当をもらってもいいよ、あるいは代休でもいいよということだと思えるのですよね。そのときに代休をとった場合は、割り増し手当は払わないということなのだと思うのですけれども、例えば 60 時間を超えて、その 60 時間を超えた時間が、これ深夜勤務だと 75%増しになる場合があります。ですから、60 時間を超えたときのその時間を代休にすると、その 75%増しを払わなくていいということになるのかどうかということで、質問わかりますか。

ですから、60 時間を超えた分を代休にした場合、60 時間を超えた時間に対してなのか、60 時間までの時間まででもいいのか、ちょっと確認したいのですけれども、お願いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 60 時間を超えた、今議員さんがおっしゃる夜間の場合、100 分の 150、10 時以降ですね、これは 175 になるわけでございますけれども、100 分の 25 加算がついているわけです。これが仮に4時間その時間があったとすると 0.25 掛ける4ですから、それによって1時間という数字が出てくると思うのです。1時間の休暇がとれるということになるわけです。100 分の 150 が、100 分の 175 との差が 100 分の 25 でございますけれども、その 100 分の 25 を4時間あったとすれば1時間分、16 時間あったとすると4時間分ということで、約半日というふうな休暇が取得できるというふうなことになるわけです。

そうしますと、時間外勤務は 100 分の 150 というのが従前の割り増し率ですから、100 分の 150 は時間外勤務手当として取得をしてお金がもらえるわけです。100 分の 25 については、休暇として休みが取得をできるというふうなことになるわけでございます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) わかったような、わからないようなのですけれども、要は、割り増し分を時間にかえて代休になるということなのですか。

〔何事か言う人あり〕

○6番(柳 勝次議員) そういうことなのですか。

そうすると、4時間のうちに、例えば深夜手当を4時間やると。そうすると、

その4時間とプラス75%掛ける4か、その分が代休になるというそういう意味ですか、わかりますか。4時間深夜勤務をした場合、その60をもう超えているから、その4時間とプラス75%掛ける4の時間が、ですから四七、二十八の6.8ですか、それを代休でとるという意味ですか、ということによろしいかどうかお聞きします。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 メモしてご説明申し上げればわかりやすいかもしれませんが、割り増し分、普通で時間外勤務手当というのは、今度の制度ができなくても100分の125、25%時間外勤務手当については平日で上乗せです。夜間ですと50%上乗せというふうなことでなっています。

それに60時間を超えた場合は、さらに25の上乗せの手当を支払いをしなければなりません、今度の改正で。その25の上乗せをするのを、手当として上乗せしないで、それを時間にかえて、それをいわゆる休暇として取得することもできると、それを選択できるのですよというふうなことです。

○藤野幹男議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そうすると、代休をとる時間というのは、非常に少なくなるかなというふうに思うのですけれども、そういう面からすると、何か代休をとるよりも手当を支給してしまったほうがいいのではないかなというふうに思うのです。結局、上乗せ分が代休になるわけですから、通常の125は

支給をするということになるわけですね。

そういう面からすると、もっと年休の取得率を、今全国平均と県平均を言いましたけれども、これしかとっていないのかというのが、はっきり言って全国も県もこれしかとっていないのかなというふうに反対に思うのですね。だから、そういう面からすれば、その割り増し分だけを休暇を与えるのではなくて、もう基本的には、年休を取得してもらうということで手当を支給するというふうにしたらどうかなというふうに私は思うのです。

もう一つは、例えばその代休がとれなかったとき、先ほど言いましたようにかなり仕事が忙しいから 60 時間超えるのであって、代休をとるというのもなかなか難しいと思うし、この規則に書いてある指定した日、多分これが指定した日になるのだらうと思うのですけれども、代休時間、8条のやつですね。規則で云々と書いてあるのですけれども、その指定した日がとれなかった場合の代休の考え方、あるいはその時間外になるのか、その辺はどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 制度としては、こういう制度が労働基準法の改正によって公務員の世界にも入ってきたというふうなことでございまして、議員さんのおっしゃられることはよくわかります。ただ、制度としては、条例はこういう制度をつくらざるを得ないということでも、ぜひご理解もいただきたいと思い

ます。

それで、職員が選択をするというふうなことになります。現実的には、議員さんおっしゃられるように手当でいただいて、休暇は休暇としてとるというふうなことも、それも職員が選択をするということでございまして、こうしなさいということを我々が職員にお話をするということとはございません。

それから、休暇の関係でございませけれども、先ほど申し上げたのは、あくまでも平均で申し上げたのですけれども、例えば 20 日以上休暇をとっている職員、全体で 21 人おります。最高は、28 日取得をしている職員もいます。それから、全くゼロというふうな職員も中にはいるわけでございまして、あるいは極めて少ない休暇しかとっていない職員、これはどこに問題があるのかという、休暇をとれている職員よりも、全く本当に休暇日数が少ない職員等について、我々としてはどういう配慮していったらいいのか、その辺を検討しなければならないというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) この時間外の代休時間が、仕事の都合あるいはいろんな都合でとれなかった場合には、指定した代休時間がとれなかった場合に、その場合にはあくまでもほかの日を振りかえる、あるいは指定した日にとれなかったということで、割り増し時間の計算で支給するというふうになるのでしょうか、どちらなのでしょうか。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 この条例の選択ができるという趣旨からすれば、とれなかったとすれば、それは手当として支給をしていくというふうなことになると
思います。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第7号議案 嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を
改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第6、第8号議案 嵐山町情報公開条例等の一部を
改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第8号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第8号は、嵐山町情報公開条例等の一部を改正することについての件でございます。公文書の写しの作成に要する費用の1枚当たりの単価を引き下げるため、嵐山町情報公開条例及び嵐山町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 議案第8号の細部につきましてご説明を申し上げます。

裏面をお願いいたします。2つの条例の一部を改正させていただくものでございまして、第1条につきましては、情報公開条例の一部の改正を、第2条は、個人情報保護条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、同一でございまして、それぞれの条例の別表

に定めております公文書の写しの作成に要する費用、これを改めるものでございます。

別表の金額欄中でございますが、白黒の場合1枚につき30円を10円に、カラーの場合1枚につき100円を50円にそれぞれ引き下げるものでございます。

附則でございますが、本年の4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 値下げするということは、利用者にとってはいいふうにはなるのですけれども、片や町にとっては収入が減ると思うのですけれども、今の説明の中では、値下げした理由がちょっと聞き取れなかったのですけれども、なぜ値下げしたかということと、そして近隣の市町村での価格とというのはどのくらいなのかお聞きいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

なぜ値下げをしたかという理由でございますが、まず1つは、利用しやす

くしたというのが一つの理由でございます。もう一つ今議員さんのほうからもご指摘がありましたように、近隣の状況はどうかという話の中で、嵐山町が安いほうではないと、高いほうですね。公開条例のその複写に関する費用について高い方だと。

同じ金額を取っていますのがときがわ町、これが白黒の場合、1枚につき30円、カラーの場合100円。そのほかの市町村につきましては、ほとんどが白黒の場合は10円、カラーの場合は50円ということになっておりまして、それに合わせていきたいというのが今回改正をさせていただく理由でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第8号議案 嵐山町情報公開条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第7、第9号議案 平成21年度嵐山町一般会計補正予算(第5号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第9号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第9号は、平成21年度嵐山町一般会計補正予算(第5号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億563万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を66億2,778万9,000円とするものであります。このほか繰越明許費の設定が26件、地方債の追加が1件、変更が3件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 それでは、議案第9号の細部につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

ここで1つ、まことに申しわけありませんが、1カ所ご訂正をお願いしたいと思います。7ページの中学校費の菅谷中学校防火槽門扉設置工事という形で載せてありますが、「防火槽」のところを「防火水槽入口」と、このように訂正をお願いしたいと思います。よろしく願います。

それでは、第2表繰越明許費でございますが、ごらんいただいておりますように、民生費で1事業、423万9,000円を、土木費で6事業、1億1,768万3,000円を、消防費で2事業、6,059万5,000円を、教育費で5事業、3,483万8,000円、合計いたしますと、14事業で2億1,735万5,000円を平成22年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

参考資料として、本日配付させていただきました地域活性化・きめ細かな臨時交付金対象事業(案)の一覧をちょっとごらんいただきたいと思います。すべての事業を繰り越すもので、6事業、16工事を予定しております。総額につきましては6,700万1,000円ございまして、このうち臨時交付金が一番上にございますが、5,483万1,000円でございます。一般財源1,216万4,000円でございます。これを繰り越させていただくものでございます。

次に、まちづくり交付金事業の繰り越しの関係でございますが、まず土木費の幹線道路整備事業につきましては、幹線事業、それと平沢土地区画整理事業、消防費の防災施設整備事業、社会教育費の(仮称)ふれあい交流センター建設事業、この4事業でございます、合計いたしますと1億2,247万3,000円でございます。それぞれ地権者との交渉や協議、設計等に時間を要したため、繰り越しをさせていただくものでございます。

その他でございますが、民生費の児童福祉総務事業につきましては、子ども手当支給に伴うシステム改修費でございます。

都市計画費の都市計画業務事業につきましては、関係団体の協議に時間を要したものです。

消防費の防災行政無線施設整備管理事業につきましては、新システムの実証実験に時間を要したもので、あるいは既存の防災無線との整合調査、調整に時間を要したものでございます。

教育費の理科教育設備整備事業、これにつきましては、全国でこの理科実験備品の購入が集中しておりまして、契約期限内での納品が困難となったものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございますが、追加の1件につきましては、平沢土地区画整理事業貸付債、限度額3億8,750万円でございます。起債の方法等につきましては、ごらんいただいているとおりでございます。

変更のまちづくり交付金事業、道路整備事業、学校教育施設等整備事業の3件につきましては、事業の実績見込みに基づきましてそれぞれ減額をさせていただくものでございます。

14、15 ページをお願いいたします。歳入でございますが、第1款町税の法人町民税の現年課税分につきましては、調定見込額の減少によりまして、2,985万6,000円を減額するものでございます。

次に、第2款の地方譲与税の地方道路譲与税につきましては、法改正に伴いまして1,600万円を減額いたしまして、地方揮発油譲与税、これに1,600万円を振りかえるものでございます。

16、17 ページをお願いします。第14款国庫支出金の総務費国庫補助金5,318万8,000円の増額でございますが、主なものは、国の第2次補正で決定されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金、きょうお手元に配付をさせていただきました。この交付金が5,483万7,000円交付されるものでございます。

次に、民生費の国庫補助金423万9,000円の増額につきましては、子ども手当支給に係る準備経費の補助でございます。

教育費の国庫補助金402万2,000円の減額は、それぞれの事業の額の確定及び内示額の減少によるものでございます。

18、19 ページをお願いします。第15款県支出金の民生費県補助金335万2,000円の増額につきましては、放課後児童クラブ設置促進事業

に対して補助される地域子育て創生事業費補助金 373 万 2,000 円が主なものでございます。

3目の衛生費県補助金 724 万 2,000 円の減額につきましては、新型インフルエンザワクチンの予防接種者の減少によるものでございます。

16 款財産収入の不動産売払収入 1,802 万円の減額につきましては、当初予定しておりました普通財産の売却を行わなかったための減額が主なものでございます。

20、21 ページをお願いします。第 18 款繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、2,500 万円を増額し、財源調整を行うものでございまして、取り崩し後の平成 22 年度末財政調整基金の残高は1億 1,084 万 1,000 円となるものでございます。

第 21 款町債の土木債3億 6,560 万円の増額につきましては、まちづくり交付金事業の事業費変更に伴いまして 2,140 万円の減額、増額分につきましては、平沢土地区画整理事業貸付債3億 8,750 万円でございまして、貸付債が3億 5,000 万円、内訳は国の無利子貸付、これが2億円、縁故債が1億 5,000 万円、また県のふるさと創造貸付金 3,750 万円でございませす。

26、27 ページをお願いします。歳出でございしますが、第2款総務費の8目自治振興費の地区集会所等補助事業 465 万 4,000 円の減額につきましては、地区集会所のトイレの洋式化の補助経費の実績見込みによりまし

て減額するものでございます。

30、31 ページをお願いします。民生費でございますが、児童福祉総務事業 423 万 9,000 円の増額につきましては、子ども手当支給に係る電算システムの改修費でございます。

32、33 ページをお願いします。第4款衛生費の予防接種事業 875 万 6,000 円の減額につきましては、新型インフルエンザ接種料、それから肺炎球菌の補助事業、この実績見込みによりまして予防接種の医師の委託料 537 万 6,000 円、扶助費が 320 万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、一番下の8款土木費の道路修繕事業の工事請負費 3,901 万 3,000 円につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、以後、臨時交付金と呼ばせていただきますが、この臨時交付金を利用する5つの工事でございます。

34、35 ページをお願いいたします。生活道路整備事業 606 万 7,000 円の減額でございますが、このうち工事請負費 147 万 1,000 円の減額につきましては、臨時交付金事業といたしまして、町道鎌形 150 号線整備工事 202 万 9,000 円、町道鎌形 163 号線整備工事 1,000 万円で、合計いたしますと 1,202 万 9,000 円の増額をいたしますが、まちづくり交付金事業の道路改築工事であります町道広野 94・295 号線、町道古里7号線の入札差金がございます、これが合わせますと 1,350 万円ほどの減額とな

りますので、差し引きますと 147 万 1,000 円の減額となるものでございます。

次に、幹線道路整備事業 1,090 万 6,000 円の減額につきましては、まちづくり交付金事業の町道1-15号線の道路改築工事及び町道2-21号線の土地購入の額の確定によります減額でございます。

36、37 ページをお願いいたします。平沢土地区画整理事業4億円の増額につきましては、町債3億 8,750 万円に一般財源 1,250 万円を加えまして4億円の無利子貸付を行うものでございます。

第9款消防費の防災施設整備事業 500 万円の減額につきましては、防災施設整備工事で 930 万円の減額であります。防災倉庫工事、ヘリポート標示等で 430 万円の増額となるため、差し引き 500 万円の減額となるものでございます。

第 10 款教育費の一番下の小学校施設改修事業 1,008 万円の工事請負費、それから 38、39 ページ、5目の中学校施設改修事業 388 万円の増額及び幼稚園管理費の嵐山幼稚園改修事業 150 万円の増額につきましては、臨時交付金によりまして改修工事等を実施するものでございます。

40、41 ページをお願いします。第 13 款予備費につきましては 772 万 5,000 円を減額いたしまして、補正後の額を 1,719 万 7,000 円とするものでございます。

42 ページ以降につきましては、ご高覧をいただきたいと思います。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

川口議員。

○9番(川口浩史議員) 16、7 ページのきめ細かな臨時交付金なのですが、これは、今ここには6つの事業が載っているわけですが、もっと申請をすれば、これはお金が来ることになったのか、ちょっとその点を伺いたいと思います。

それから、その下の子ども手当の関係なのですが、システム改修ということでお金が423万9,000円来るということなのですが、このほか町の持ち出しというのはあるのかどうか、何か考えられることがあるのか伺いたいと思います。

それから、18、19の地域子育て創生事業費補助金ですが、これは新規で、ただ支出のほうは何に使われているのかわからないのです。ちょっと説明をいただきたいと思います。

それと、一番下なのですが、ちょっとどこの場所だったかわかりませんので、場所の説明と、なぜ普通財産の売却を行わなかったのか伺いたいと思います。

それから、20、21の平沢土地区画整理事業の貸し付けですが、これは、一般会計と合わせて4億円を貸し付けるといことであるわけです。それで、

利息は町が持つということになるのでしょうか。1つは、それでよいのかなのですけれども、それとこれは何に使う、何の事業を行うためにこれだけのお金を貸し付けるのか伺いたいと思います。そして、これは、ある程度の年数を決めてこれを返還してもらえるのか伺いたいと思います。

それから、22、23 の各小中学校給食受け入れ口整備というふうにあるのですけれども、かなり整備をされているのではないかなと思っているのですけれども、さらに整備が必要だということでこの町債を組んだわけなのでしょう。どんな整備をするのか伺いたいと思います。

それから、26、27、選挙管理委員会、備品購入をしたということなのですが、どんな備品を買ったのか伺いたいと思います。

すみません、数が多くて。30、31 の保育園児の増加ということなのですが、これで、このときに何人ぐらいふやしたのか伺いたいと思います。

それから、34、35 の武蔵嵐山駅の時計の改修ということなのですが、時計の改修に49万9,000円、約50万もかかるのかなと考えるのですけれども、なぜこんなに金額が高いのか、かかってしまうのか伺いたいと思います。

それから、38、39 の嵐山幼稚園なのですが、高架水槽を改修するということであるわけですが、これ鎌形小から幼稚園に改修するときには高架水槽も見ているのではないかと思ったのですけれども、そのときには見なかったのでしょうか、それを伺いたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時23分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど川口議員のほうからの質疑が終わっておりますので、答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

初めに、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の関係でございます。これにつきましては、国の2次補正予算で5,000億円が計上されたということでございまして、そのうちの第1次分として4,500億円が内示されたわけでございます。嵐山町の第1次交付限度というのが国から示されました。それが4,935万4,000円でございます。これが9割分でございます。これが多分10割交付されるだろうというようなことも含めまして、今回の交付金、嵐山町対象分として載せてございますのが5,483万7,000円でございます。

それで、この金額で確定かと申しますと、国のほうで言っているのは、

これが、その事業が総務省のほうに申請が集まるわけでございますけれども、事業内容によってプラスアルファがあるということでございまして、この金額が確定というわけではなくて、嵐山町の場合プラスのほうが多いと思いますが、マイナスになる市町村もあるということでご理解をいただければと思います。

それから、18、19 ページの関係の財産収入の不動産売払収入の関係でございます。まず、場所はどこかということでございますけれども、場所は地番でいいますと川島の 2342 の5番地と。川島の明星食品の前の道路を入っていきまして、右側の土地、これは以前から町有地として持っているものでございまして、21 年度の当初予算作成時に、当初予算を編成する中で大変厳しい歳入不足ということも考えられまして、一応この土地についての売却を考えたということでございます。最終的には、この売却をしなくても済んだということでございます。

それから、最後のほうです。歳入の 22、23 ページ、教育債の関係で、各小中学校の給食受け入れ口の整備でございますが、これは、各小中学校の給食の搬入口です、自動車をつける搬入口。これが完成いたしました。それに伴う最終的な減額でございまして、これについては、まちづくり交付金事業でやっておりますので、その分の減額だということでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 次に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 私のほうからは、27 ページ、選挙管理委員会事務事業の備品購入費のご質問でございますけれども、これは、本年5月に予定をされております国民投票法、これの施行を踏まえての選挙システムを新たに構築する経費でございます、当初 396 万 8,000 円予算をいただいておりますけれども、確定によりまして 362 万 7,000 円となりました。差し引き 34 万 1,000 円を減額させていただくというものでございます。

○藤野幹男議長 次に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、何点かお答えさせていただきます。

まず、17 ページの子ども手当の事務事業の補助金の関係でシステム改修費、この町の持ち出し分はほかにもあるのかということですが、子ども手当、これからの事業ということでございまして、何があるかわからない状況はあるわけでございますけれども、今のところは町の持ち出し分はないということで考えております。

それから、続いて 18 ページの地域子育て創生事業の支出をどこに充当しているかというふうなことでございます。まず、1 点目が歳出のほうでお願いしております 115 万円の備品です。これが総体として 315 万ということで全額が、この概要にも書いてございますように 10 分の 10 ということでございますので、そういった意味では備品類が 100%補助としていただくと、これが1つでございます。

それから、工事の関係がプラス門扉の関係の工事、これは当初予算で組みました工事費がありますので、その中で充当していくということでございますので、改めてプラスとして工事費を組んだということではなくて、既存の工事費の中でこの内容を使わせていただくということでご理解をいただければというふうに考えております。

それから、31 ページの保育園の関係でございます。何人ふえたかというふうなことでございます。延べ人数で 109 人の増ということでご理解をお願いしたいというふうに思っております。

それから、続きまして 38 ページの幼稚園の高架水槽の関係でございます。改修のときには見てございませんでした。そういった状況の中で、昨年8月の31日の日に貯水槽の清掃をお願いしたところでございまして、そういった中で貯水槽内の汚れだとか、あるいはパネルの劣化とかこういったことも業者のほうからお話等いただきました。そういった中で、本事業があるというふうなことでございまして、この事業を活用させていただいて、この際、改修をさせていただきたいと、こういうことでお願いしたということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 それでは、私のほうから平沢土地区画整理事業の貸付金の関係についてお答えさせていただきます。

初めに、利息は町で持つのかということでございますけれども、この4億

円に対しての半分については国から、2分の1の2億円については国からの無利子の貸し付けを受けるということをごさいますて、その残りの2億円の分についての一定の額につきましては、新たな起債を起こして対処するわけをごさいますので、利息が出てくるということになります。

それと、何の事業に使うのかということをごさいますけれども、この事業につきましては、組合が事業を施行しまして、その費用として、今金融機関から借り入れをしているわけなのですけれども、その借り入れしている有利子の資金の返済というのですか、それをしなくてはならないわけをごさいますけれども、それを町から無利子で借り受けることによりまして、金利の軽減が図れるということになるわけをごさいます。そのための事業ということをごさいます。考えていただければと思います。

それと、その4億円の返還の関係をごさいますけれども、これにつきましては、組合のほうから4億円返還していただくということになります。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) わかりました。

〔何事か言う人あり〕

○9番(川口浩史議員) あっ、時計がありましたね。

○藤野幹男議長 失礼いたしました。では、もう一問お願いします。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 申しわけございません。落ちていました。

時計の関係でございますけれども、この時計につきましては、西口と東口両側についてございまして、それで連動しております。この時計が今壊れておりまして、それを交換するような形になります。それで、今回の場合については、電波時計で対応しようということで考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) わかりました。ありがとうございました。

それで、まず今の時計なのですが、電波時計2台にしても、2台で50万というのはちょっと高過ぎるのではないかと思うのですが、確かに大きさは大きいですからある程度はかかるのでしょうかけれども、それでもこんなにかかってしまうわけなのですか。ちょっと高過ぎるなというふうに思うのです。時計だけでこの金額にしてしまうわけなのでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、平沢の区画整理の件なのですが、借り入れ分の返済分に充てるのだと、それで金利の軽減が図れるということでご説明があったわけです。借り入れしなければならないような今事態に平沢土地区画整理事業というのはあるわけなのでしょうか。余りうまくいっていないというのが実情なのでしょうか。ちょっとその辺の状況を説明いただきたいというふうに思います。

それから、返還はしてもらえるということなのですが、これいつごろ返還を
してもらえるのか、いずれにしても書面でやるのでしょうか、それを伺いた
いと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 まず、時計の関係でございますけれども、時計
が高過ぎるのではないかとございまして。時計そのものは、実際に
は交換等 20 万ぐらいのものなのですよね。それに工事費、取りつけだとか、
実際に今あるものを撤去する費用もございまして。その経費まで入れると約
50 万ぐらいしてくると。撤去と取りつけと調整、そういう費用も含まれてくる
ということでございます。これが 70 センチの径の時計でございまして、それを
両側にくっつけるわけですけれども、そういう工事でございます、そういう
費用がかかってしまうということでございます。

それと、平沢の関係でございますけれども、今まで平沢の事業で整備し
てきた費用、それは借り入れして整備してきたわけなのですけれども、それ
で今借入金があるわけでございます。その借入金を無利子の借入金に借り
かえることによって、その辺の軽減が図れるということございまして、そう
しないとこの事業をやっていく上に、その利子分を払っていかなければなら
ないと、その分が軽減されていくのだということで考えていただければと思

ます。

それと、またいつごろまでに償還するのかということでございますけれども、一応今考えておるのは、その組合の事業期間内に町に返すという計画でおります。今の事業計画でございますけれども、これが平成 26 年度までとなっておりますので、今の計画だと 26 年度までに返していくというような形になります。

ただ、今後事業計画の変更をしますと、延びれば、その延びた期間が返済期間になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) すみません、何点かあるのですけれども、まず 19 ページなのですが、障害者福祉施設等支援事業補助金なのですが、生活ホーム利用者が見込みより少なかったために補正するものといって 21 万円と 46 万円で、こちらのほうは 92 万円の減額になるのかなと思うのですが、この生活ホームの利用者が少ないということは、自宅でなさる方がというふうになったのか、新たに生活ホームではなく、自宅にいらっしゃるような形で生活をされるというふうに変ったのか、なくなったのか、伺いたいと思うのです。

それと、27 ページになるのですけれども、地区集会所補助金なのですが、

これはトイレを洋式化するために補助金を出したのですけれども、22 地区で 48 基分だったと思うのです。これで全部終わったのかどうか、そうでなければこのまま使っていったほうが、今年度中にほかの部分も使ったほうがよかったのではないかなと思いますので、それを伺いたいと思います。全部終わっているのならいいのですけれども。

それと、29 ページで、ホームヘルプサービス委託料が、また 73 万 5,000 円減額になっているのですけれども、これは老人デイサービスの運営委託料も含めてなのですが、この減額というのは、介護保険のほうに認定されたので、そっちに行ったということなのか、その点を伺いたいと思うのですけれども、どういう理由なのかなということと、それから 31 ページになるのですけれども、31 ページが学童保育室の事業料なのですが、これ新たな整備の補助金で、もう具体的に新しい菅谷小の学童保育ができたわけなのですけれども、2つの学童保育ができてきて、そして具体的にはどのような形で運営されていくのかそろそろ決定しているのかなと思うのですけれども、その点を伺いたいと思います。

それと、31 ページの同じところです。保育所保育実施委託料が 554 万 7,000 円で、これ 101 人と言われたのかなと思うのですけれども、そのほかに 38 ページに幼稚園の就園奨励費補助金が 133 万 1,000 円の減額になっているのですけれども、これは主に3歳児からになると思うのですけれども、3歳児からの子供たちが行く場所として、幼稚園を選ぶ方と保育園

を選ぶ方の割合がどのように変わってきているのか伺いたと思います。

嵐山町立幼稚園の場合は4、5歳児なのですけれども、3歳児からも幼稚園の就園奨励費というのは使われていると思うのですけれども、この点について伺いたと思います。

35 ページになるのですけれども、これは川島地区の区画整理事業計画事業費の測量設計委託料なのですけれども、650 万円当初で計上しておいて、650 万円の減額なので、まるで川島地区の測量設計委託というのはやらなかったというふうに見ていいということですよ。

ですけれども、これ逆に言えば平沢-川島線変更図書作成業務委託料は35万7,000円減額になっていて、そして川島地区区画整理事業計画書作成業務委託料は67万2,000円の減額なので、測量設計をしないで都市計画道路と川島地区の区画整理事業のことをやっていたということになるのかなというふうに思ったのですけれども、その点を伺いたと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 では、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えさせていただきます。

最初の生活ホームの減額の関係でございますが、生活ホームの退所というふうになる理由にはさまざまなケースがございますけれども、この場合には、生活ホームに入所されまして、そこの生活になじめないといいますが、

そういった方もいらっしゃいまして、せっかく入所になったのですけれども、自宅のほうに戻られたというふうなケースでございます。

それから、ホームヘルプサービスの減額の関係ですけれども、年間、暫定的に当初10人ぐらいを想定いたしまして、利用時間を720時間ほど見ておりましたけれども、ここへきてある程度確定をいたしまして、7人の方が利用ということで、合計しまして327時間の利用ということで減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 次に、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

地区集会所補助事業の関係の減額でございますが、予算上、ご指摘いただきましたように22地区、48基分という形で予算計上させていただいたわけでございますけれども、最終的に申請を出していただいたのが18地区の34基分ということでございまして、この区からの要望については、すべておこたえをさせていただいたということでございます。したがって、すべて終了したということをご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、まず最初に、31ページの学童保育の関係で、新しい菅谷小学校に学童保育室ができるわけですがけれど

も、この具体的な進捗状況ということでございます。現在4月の開園、そして総会等々に向けまして準備中ということでございます。それで、そちらのほうの新しい役員さんも案として決定をされまして、私どもの職員のほうと一緒に総会のその予算づくりだとか、そういった準備等も含めて準備中というふうなことで、現在進んでおるとい状況でございます。

なお、新しいほうにつきましては、大字菅谷と、それから川島、それから古いほうはそれ以外ということで、この父兄の中で決定をしていただきまして、そういった区分けもきちっと済ませているというふうな状況でございます。

それから、続きまして、38 ページ等々の幼稚園の関係と、それから保育園との関係というふうなことで、就園の状況についてちょっと申し上げたいというふうに思っております。先ほど川口議員さんのご質問でも109人の増というふうなことでございまして、これは延べというふうなことですけれども、実人員で現在の就園の保育園の関係を申し上げますと、町内4つの保育園、それと管外の保育園があるわけでございますけれども、ここで301人の、これは実数でございます。就園が現在なされておるといふうなことでございます。

それから、幼稚園につきましては、町立幼稚園が現在91名、それから私立幼稚園があるわけでございますけれども、両方で計196人ということでございまして、保育園と両方足しますと497名かというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 それでは、私から都市計画業務事業の中の委託料についてお答えさせていただきます。

初めに、測量設計の委託料ということで650万の減額がございますけれども、これにつきましては、当初考えておりましたのは平沢―川島線の935メートル、それと月輪―川島線の310メートルの測量を考えていたわけがございますけれども、その内容につきましては、基準点測量、地形測量、路線測量といったものでございました。それをすべて今回全額落とさせていただくというものでございます。

その理由といたしまして先ほど、次の都市計画道路の平沢―川島線変更図書の作成業務ということでございますけれども、これにつきましては、現在その図書の作成業務を進めているわけがございますけれども、この図書につきましては、今後都市計画道路を変更していく上で県等の関係機関と協議していくわけがございますけれども、その図書の作成ということでございまして、その図書を、要するに協議しながら完成させて、最終的な都市計画道路の線形が決まってくるわけがございますけれども、その線形が決まってこなかったということで今回落とさせていただくというものでございます。

それと、川島地区の区画整理事業の計画書の作成ということでございまして、これもあわせて今現在実施している状況でございまして、これ

も当然この区域の中を通る都市計画道路でございますので、それに合わせたような道路になってきますので関連がございますので、この事業につきましては、一応今年度は終了いたしますけれども、先ほど言いました平沢―川島線の図書作成業務委託については、まだ協議が必要ということでございまして、繰り越しで事業をさせていただくということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 29ページのホームヘルプサービス委託料の件なのですけれども、ホームヘルプサービスを使う方が予防事業で使われると思うのですけれども、それはもう余り、多分利用しにくいという状況があるのか、それともこれはどういう状況で10人が720時間の、当初7人が327時間でとても少ないですよ。これからはもっと利用される方がふえていくのかなというふうに私も思うのですけれども、それがなぜ実情がそういうふうになってくるのか、その分析について伺いたいと思います。

それから、学童保育の保育室の事業なのですけれども、そうすると新しいところとは、それぞれ川島関係と、それから菅谷関係というふうに地域的に学童保育事業を分けて、それぞれの指導員は新しい体制になってきて、そののところももう既に話し合われているという形で、会長さんは1人という形なのか2人という形になるのか、それぞれの運営形態は、菅谷小に2つの学童保育事業所が事実上はできてくるのですけれども、実際には一緒に

運営すると思うのですが、そのところがどのような形になってきたのかなというのはいそろそろわかってきたのかなと思うのですけれども、もし再度わかれば、これはまだ研究中であるのならば、その点で結構です。

保育園と幼稚園の関係なのですからけれども、嵐山町の町立幼稚園には91人で、事実上196人なので、105名の方が町外の幼稚園に行っている形になりますよね。そして、保育園の人は301人なので、どうなのでしょう。保育園のほうを望まれる方のほうが、多分これから多くなってくるのかなというふうに思うのですけれども、私立の幼稚園のほうに行ってらっしゃる方というのは、3歳児保育のほうが多くてという感じなのか、保育園の場合、3歳児がどのくらいで、幼稚園の場合、3歳児はどのくらいというのがある程度わかりましたらお願いいたします。

○藤野幹男議長 では、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 介護予防事業や何かの関係がありまして、利用しにくい状況があるのかというふうなことでございますけれども、実際には、介護認定のほうを受ける方が大変多くなっておりまして、この自立の部分のホームヘルプサービスを利用される方というのは、現実的に減ってきております。

また、認定をされても要支援というふうな判定を受けますと、そういった中での介護予防事業等も行われておりますので、このホームヘルプサービ

ス事業のそのものの内容というか、利用する方の人数というのがかなり狭ま
れてきているのかなというふうに思っております。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 まず、29 ページの新たな学童保育、こ
れらの運営は別かということですが、全く別ということでご理解をいた
だきたいと思えます。ですから、2つ組織ができるということでご理解をいた
だきたいと思えます。

なお、地域性で分けたというのは、例えば学年で分けてしまうと、兄弟で
別なところに入ってしまうとかそういうこともありまして、地域で分けたとい
うふうに聞いております。

それから、続きまして、保育園と幼稚園の3歳児の関係のお尋ねでござ
います。まず、保育園のほうですけれども、町内の児童が先ほど 301 人と
いうふうに申し上げたのですけれども、これは町外から受託しているものも
ございまして、町内の児童は 273 名でございまして、このうち3歳児が 64 名
でございます。

続きまして、幼稚園、これは公立はございません。私立でございますけ
れども、先ほどお話がありました 105 人、この中の3歳児が 29 名でござい
ます。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうしますと、3歳児全体では120人か、130人いると思うのですけれども、3歳児のうちでどこの集団にも所属していない方が60名から70名という形で考えて、その後、4、5歳が町立幼稚園とかほかの私立の幼稚園に行ったり、保育園に入っていくというふうな形で見ただほうがいいのでしょうか。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 ちょっと今手元に、3歳児の総体の人数をつかんでいないので、何とも申し上げられないのですけれども、いずれにしても先ほど申し上げた数字が就園をしているということでご理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 2点お聞きいたします。

32ページ、33ページにかけて、予防接種事業の関係で857万6,000円の減額になるわけでありましてけれども、新型インフルエンザはほぼ終息に向かっているのかなというふうに思っているわけでありましてけれども、これまでのインフルエンザが問題になってから、町内の患者数はどのくらいおったのかどうか、おわかりになりましたらお聞きしたいと思います。

それから、予防接種で当初予定、これはそれぞれ幼児とか子供、それか

ら高齢者、妊婦等優先順位があって決めていったわけでありますけれども、対象者全員が接種されたのかどうか。それから、もうほぼこれで今年度の予防接種の関係について、インフルエンザについては終わるのだろうと思うのですけれども、今後の対応、とりわけ接種希望者に対してはどのようなふうにしていくのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えいたします。

最初に、インフルエンザの患者数についてでございますけれども、特に報告義務がないために、町のほうでは町内の罹患者の数というのは把握してございません。

それから、当初予定した優先接種対象者の方が全員接種できたかどうかということでございますけれども、順次接種ができたというふうに考えております。

それから、今後の対応ということでございますけれども、新型のインフルエンザということで昨年からはまったわけですけれども、また第2波というふうな形でまた起きるかもしれませんけれども、そういったときには、また再度検討してまいりたいというふうに考えておまして、ちょっとここでは違う話になってしまいますけれども、新年度予算のほうには計上をさせていただかなかつた経緯がございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) だれがどう受けていったのかというのは、ほぼ予定どおりにいったらうというふうに判断しているという話なのですけれども、それはこの金額だけでそういう判断を言っているのでしょうか。

それから、今後の問題というのは、いろんな関係で急激にインフルエンザというのは流行するわけありますから、その辺のところでは、当初予算の中にもないという話なのですけれども、その都度その都度そういう形で、急激にそういうものが出てきた場合にやっていくのかどうか。それから、町とすれば接種のためのものをどのくらい用意しておくのかどうか、そのところをお聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 接種の関係なのですけれども、今回の金額を計上させていただきましたのは、優先接種のうちの生活保護の方、それから市町村民税の非課税の世帯の方、こういった方を対象に免除するというふうな形でさせていただきましたので、本当に一握りの方といいたいでしょうか、少なかったわけなのですけれども、それとはまた別に県のほうからいろいろな文書が参りまして、その優先接種の方が順次受けているというふうな報告をいただいておりますので、そのようにこちらでは把握をしているというふうなことでございます。

それから、ワクチンの保有というかそういった関係でございますけれども、町では、そういったワクチンの在庫を持つということをしておりませんので、各医療機関のほうにお願いしておりますので、特にそういう考えは持っておりません。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 2点ほどお伺いをいたします。

14 ページの地方譲与税につきまして、これにつきましては、地方揮発油譲与税に当初の予算が振り分けられております、1,600万。これについては、道路特定財源から一般財源化にのっとりまして、こういう区分けになったのかと思いますけれども、そうしますと地方道路譲与税については、従前の道路特定財源として、揮発油譲与税については一般財源化としての歳入ということでございますが、この執行において、一般財源化という方向について、執行の中できちっと区分けされた執行がなされたものかお聞きしたいと思えます。

それから、17 ページでございますが、17 ページに学校ICT環境整備事業分ということの中で減額がされております。学校ICTというのは、地上デジタルテレビ、電子黒板等の整備ということで上げられたと思えますけれども、この減額ということなので、学校におけるテレビのデジタル化、または電

子黒板、これは1校1台というような予定だったと思いますが、これの執行状況についてお尋ねいたします。

○藤野幹男議長 では、答弁求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

まず、地方譲与税の関係でございます。ご指摘いただきましたように道路特定財源から一般財源化されたわけでございます。昨年の4月からでございます。その関係で、どういうふうな形で平成20年度予算は、その予算執行、ちゃんとした区分けがされたかというようなご質問と思いますが、一般財源化されたわけでございますので、その辺のところにつきましては、町として財源を自由に使ってもいいよというふうな財源になるわけございまして、その辺につきましては、うまく利用させていただいたというふうにお答え申し上げたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、17ページのICTの関係の執行状況について説明させていただきます。

何点かあるわけでございますけれども、議員さんのほうからお話のありました電子黒板、これは各校1台ということで導入済みでございます。

続きまして、デジタルテレビ、これは幼稚園を含めまして12台ということ

で、これは現在施行中ということでご理解いただきたいと思います。

それから、パソコンが各学校の教師用 81 台ということで進めておったのですけれども、これも導入済みでございます。それから、パソコンのほうのいわゆるセットアップというのでしょうか、そういったことも終わっております。

それから、今お願いしているのが、プロジェクターを3台ということで、こちらが進行中ということで、そういったことを見越しまして、歳出で 400 万、2分の1ですから、歳入で 200 万の減をお願いしたということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 よろしいですね。まだほかに大分ありますか。

〔何事か言う人あり〕

○藤野幹男議長 では、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 零時06分

再 開 午後 1時48分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成 21 年度嵐山町一般会計補正予算(第5号)の質疑を続行いたします。

質問ある方。

柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) それでは、2点ばかり質問いたします。

まず、1点目ですけれども、26 ページから 27 ページにかけての自治振興費、先ほども質問がありましたけれども、この 465 万ですか、減額して、要は予算が余ったという感じになるのかと思うのですけれども、その余ったということに対して、一応要望のあったところだと思うのですけれども、すべて終わっていると。トイレの改修ということなのだと思いますけれども、せっかく地域活性化経済の危機対策臨時交付金ですか、国からお金をもらって、これをうまく使わない手はないだろうと私は思ったのですけれども、要は、この配分の仕方をどういうふうな形でやったのか。これをうまく使い切るような、そういった地区に対しての要請をしたのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

それから、2点目は、36、37 です。先ほども質問がありました。平沢の土地区画整理、早いところ事業は完了させなくてはいけないと思うのですけれども、そのための4億円の無利子貸し付けかなと、そういうふうに思います。

お聞きしたいのは、では、実際にこの組合としての借入金というのは、今のくらいあるのか。4億円貸したことによってそれが、負担が軽くなると思うのですけれども、無利子ですから当然組合とすれば、その利子分が事業に回せるかどうかするわけです。その利子がどのくらいあるのかどうか。

そして、今のところでは26年までに、残りも合わせてだと思うのですけれども、組合のほうから町へ返していただくというような、そんなお話もありましたのですけれども、そういった返済計画がどうなっているのかお尋ねいたし

ます。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 答えをいたします。

地区集会所のトイレの関係でございますが、先ほど渋谷議員のご質問のときにお答え申し上げましたとおり 18 地区で 34 基、これを申請に基づきましてすべて終了したということでございます。当初の予算は 22 カ所で 48 基というような予算でございました。当初ご説明を申し上げたときには、各集会所、男女1つずつぐらいのトイレの洋式化、これはできますので、申請をお願いしますというお話を申し上げましたところ、その中で小便器のほうの取りかえとかということも出てきてしまいまして、それは補助対象にはしませんということで、その数が 48 の中に含まれたということもございまして、最終的な数というのが、先ほど申し上げた 34 基になったということでございます。それで、これはすべてできたと。

それで、余ったお金、せつかくの交付金なのだから有効に使ったらいいのではないかというようなご質問だと思いますが、この経済対策の臨時交付金につきましては、総額で1億 1,059 万 8,000 円というのが交付額でございました。これに町の一般財源を足して、経済対策臨時交付金の総額というのが1億 2,856 万 5,000 円という形になっております。この中に一般財

源が当然含まれているわけですので、減額分は一般財源が減ると、そういうことになります。

この中で、このトイレの補助金だけではなくて、ほかにも入札差金が出たところが当然あります。その辺につきましては、その経済対策臨時交付金の事業の中で流用ができますので、それはうまく流用させていただいて、使わせていただいたと。最終的に余っているのが、このトイレの補助金ということですので、最終的には、だから一般財源が充当する部分が少なくなったというふうにお考えいただければというふうに思います。

以上です。

○藤野幹男議長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 それでは、私のほうから平沢土地区画整理組合の貸付金の関係の答弁をさせていただきます。

実際に今組合としてどのぐらいの借入れがあるかということですが、私のほうで聞いておりますのが9億9,100万円ということで聞いております。実際、その利息でございますけれども、21年度でございますけれども、年間1,600万ぐらいの利息を払っているということになります。

それで、今後この4億の関係を無利子で貸し付けいたしますと、その関係で今の事業計画の中で返済したという形で考えますと、4,300万ぐらいの利息が軽減できるのではないかと考えているわけでございます。

それと、返済計画の関係でございますけれども、先ほどご質問の中で申

し上げましたように事業計画の期間内に返済するというので考えております。

それで、その保証の関係につきましては、一定の要項に沿いまして一応考えておりますのが、区画整理事業の貸付金の貸付要項というものをつくりまして、その中に基づいて保証の関係だとかを整理していくということで考えておりました、今考えておりますのが、土地だとか、建物ではなくて、理事の方の連帯保証ということで考えております。その方が保証人になって返済していくということになっております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) そのトイレのほうの話はわかりました。

9億という借入金というお話でしたけれども、その9億の中の4億円が減るといふ、そういう考え方でいいのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

そして、連帯責任の中でというのは、組合員の人たちの連帯責任なのか、それともその中に行政も入っているのかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えさせていただきます。

この9億 9,100 万円の中の、そのうちの4億を無利子で町から借りかえ

てもらうということになります。それで、返済計画の関係でございますけれども、一応この4億の返済につきまして、保留地を処分してその返済金に充てていくわけでございますけれども、とりあえずはその組合と連帯保証ということで、その組合員の理事の方の連帯保証ということで貸し付けるという形になります。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 大変な事業で、先ほども言ったように早く終わらせるような計画が欲しいわけですがけれども、いずれにしても役場へ返す分を含めると、9億は組合として返していかななくてはならないということで、大変な額だなというふうには感じるのですけれども、町のほうとしても、よくその辺を監督というか見ていただいて、早い時期での事業を終わらせることを希望いたします。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) お一つだけ確認しておきたいところがあるのですが、35ページの道路照明灯施設管理事業の200万減というところなのですが、200万円少なかった理由を教えてくださいと思います。

○藤野幹男議長 では、答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 それでは、光熱費の関係でお答えさせていただきたいと思います。

これにつきましては、電気料でございます、昨年の6月から電気料の改定がございまして、値下がりになりました。その関係で200万下がりました。それで、今後の見通しとしましては、また4月に上がるようなお話は聞いております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 平沢の土地区画整理事業の関係でございますが、確認の意味も含めてお聞きしたいと思います。

平成26年まで返済をしていくということで、負担の軽減策ということであれば妥当かなとは思いますが、これは、今までこの利子の負担で大変苦しんでいるわけなのですが、ここにきて、こういう制度が新たに見つかって、これを取り入れることにしたのかどうか、その経緯をお聞きしたいと思います。

それから、これは4億円ということですから、これ町が組合に貸す。しかも、連帯保証をつけるということでございますが、これは今後、この一連の流れについて、どういうふうな流れ方をしていくのか、貸し付けの事業を町がやっていくわけですから、それは組合のほうは、この貸し付けを受けるための作

業、そうしたものもあるのだと思うのですが、どんな流れになっていくのか。

それで、今度は返済はしてもらって、それを国に返していくわけですが、町のこの財務システムの中でどういうふうなとらえ方をしていくのか。かつて、古い話ですが、個人に貸し付けた住宅新築資金なんかは、特別会計をつくったりしてやったことがあるわけですが、これどんなふう考えているのか。大きな金額を貸す、軽減策だからいいのですが、そういうシステムをとるわけですから、それはそれなりの方途が説明いただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 では、お答えさせていただきます。

この制度が新しくできた制度かということでございますけれども、これにつきましては、21年までの時限措置ということでもここに出てきたわけございまして、これに乗ればかなり有利かなということで、今回申請させてもらって採択に向けているわけでございます。

それと、財政的な、要するに借入の返済とかその辺の流れにつきましては、政策経営課長のほうからお答えさせていただきます。

○藤野幹男議長 では、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

区画整理組合からの償還金の受け入れ方と申しますかそういうご質問だと思いますが、保留地が処分できました場合には、区画整理組合のほうから町のほうに返済をしていただくわけでございます。その管理の方法でございますけれども、町といたしましては、減債基金に積み立てを行いまして、厳密に管理をしてみたいというふう考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 答弁漏れというか、これからの流れはどういうふうに、貸し付けをするわけですから貸付手続、そうしたものもどういうふうにするのか、これ予算が通ったから、それで議会のほうには何ら、この貸付事業を進めていく上で、議会との兼ね合いはここだけで済むというふう考えているのどうか、そののところも含めてお聞かせください。

○藤野幹男議長 では、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

この4億円の区画組合に対します無利子貸し付けにつきましては、町もその土地区画整理事業貸付要項というのを作成しまして、その中でその要項に基づいて貸し付けを行っていきたいというものでございます。その中には、貸し付けの申請をしていただく中には償還の計画書でありますとか事業計画書、それから資金の計画書、添付書類もろもろの物があると思いますが、そういった物をつけていただきながら申請をしていただき、町としては交

付決定をいたします。

それで、交付決定をして請求をしていただきながら最終的には、先ほど田邊課長のほうから申しました保証人の関係ですが、連帯保証人、そういったものをつけていただいて町のほうに請求していただくという形になろうかと思えます。

以上です。

○藤野幹男議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) この事業が21年で終わりということですが、その前にまだこういう事業があったことはあったと。あったけれども、この事業を取り入れることをしないでここまできて、21年のもういっぱいになってしまうので、やったらどうかということに踏み切れたのかどうか、それはもちろん返済計画もいろいろありますから、そういうことなのかどうか確認をします。

それから、基金というもの、口座というか、それも設けてやるということなのか。それはどういう、一般会計の予算書の中に、予算、決算にどういうふうに出てるのか、その方法についてお伺いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えさせていただきます。

この事業は、今回組合が、要は土地区画整理事業で組合が事業をやりまして、その費用を金融機関から借りて、要するに有利子の資金で借りてや

っていたわけでございますけれども、その返済にかかわる部分についても、今回その拡充になってお願いしたということになります。

以上です。

○藤野幹男議長 続きまして、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

もし平成 22 年度の予算の参考資料をお持ちの方は、ちょっとその 12 ページをおあけいただきたいと思うのですが、今申し上げた参考資料の中に基金の状況というのがございまして.....

○藤野幹男議長 ちょっとお待ちください。ちょっと今出すそうです。よろしいですか、お願いします。

○井上裕美政策経営課長 12 ページです。今基金の状況というふうに申し上げましたが、ここに積立基金の一覧が載っております。この中に今6つの基金がございまして、減債金もこの中に入っております。今ゼロになっておりますが、現実的に 1,000 円単位でありますとゼロでございますけれども、150 数円残っております。現実的にこの減債基金はあるわけございまして、この基金の中に返済されました場合には積んで、明確にこれ返済するものの基金でございまして、分けて管理してまいりたいということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 今のその無利子貸し付けのことなのですからけれども、1点だけこれ確認させていただきたいと思うのですが、21 ページで貸付債3億5,000万と、それからふるさと創造貸付金の3,750万、この点については、先ほど来の説明を聞いていると、町が負担する利子というのは全くないのか、それとも8ページに書いてあるところの4%以内というものが発生してきて、具体的に額が今ここでどの程度になるかということをお願いできれば、お願いしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

20 ページの関係でございますが、先ほど補正予算の説明の中で平沢土地区画整理事業の貸付債、この内訳ということで国の無利子貸付金が2億円、そして縁故債が1億5,000万円、さらに県のふるさと創造貸付金でございますが、これが3,750万円というふうに申し上げました。そして、補正予算書の8ページをごらんいただきたいと思います。地方債の補正、ここに追加の1件がございます。平沢土地区画整理事業貸付債ということで3億8,750万円ということでございます。

2億円につきましては、国の無利子貸し付けでございますので、当然利子は発生いたしません。ただ、残りの1億8,750万円、1,250万円は一般

財源ですから別ですけれども、残りのその1億8,750万円につきましては、縁故債とふるさと創造貸付資金でございますので、利子は発生いたします。そして、縁故債につきましては、議決後、金融機関数行から見積もりを徴しながら、一番利率の安いところをお願いしてまいりたいというふうに思います。

ふるさと創造貸付金につきましては、これは県の貸し付けでございます、金融機関よりも安い利率で貸していただけるというものでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第9号議案 平成21年度嵐山町一般会計補正予算(第5号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第8、第10号議案 平成21年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第10号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第10号は、平成21年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,231万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億7,237万3,000円とするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、議案第10号の細部についてご説明をさせていただきます。

まず、54、55 ページをごらんいただきたいと思います。歳入でございますが、第3款国庫支出金の1項1目療養給付費等負担金につきましては1,618万5,000円を減額し、補正後の額を3億4,458万7,000円とさせていただきます。これにつきましては、この算定基礎となります後期高齢者支援金分及び病床転換支援金分の額が確定したこと、並びに未確定の療養給付費等負担分の交付率を前年実績に基づきまして97%と見込み、再算定をいたしましたところ、この額により補正をお願いするものでございます。

次に、8款共同事業交付金及び9款1項1目の一般会計繰入金の国保財政安定化支援事業繰入金につきましては、それぞれ額が確定したことに伴いまして補正をお願いするものでございます。

次の12款諸収入の4項6目過年度収入につきましては、新規に計上させていただきましたが、こちらは平成19年度の老人保健医療費の拠出金の額が確定したことに伴いまして、19年度の概算拠出額の過払い分1,733万4,822円が還付されることになりましたので、こちらについて補正をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、56、57 ページをお願いいたします。まず、第1款総務費2項1目の賦課徴収費は、電算委託料を100万円減額させていただきます。この電算委託料につきましては、国保税の計算料、それから納入通知書等の印刷委託料として、当初361万5,000円を

計上させていただきましたが、こちらにつきましては、月々の異動処理を職員によって本年度行いましたところ、計算料が大幅に減額、節約できました。このためにこの減額をお願いするものでございます。

次に、第2款保険給付費の1項療養諸費及び高額療養費の補正につきましては、歳入補正でお願いいたします国庫負担金及び共同事業交付金の減額に伴いまして、財源内訳を補正させていただくものでございます。

次に、7款1項1目の共同事業医療費拠出金及び2目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、それぞれ拠出金額の確定によりまして確定額について補正をお願いするものでございます。

最後に、12款予備費でございますが、今回の補正に伴い、不足することとなります 234万8,000円を予備費で対応するために減額しまして、補正後の額を 1,212万3,000円とさせていただくものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第10号議案 平成21年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第9、第11号議案 平成21年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第11号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第11号は、平成21年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億4,094万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 議案第 11 号の細部について説明をさせていただきます。

70、71 ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、4款1項一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定負担額の確定に伴いまして、2目の保険基盤安定繰入金を 37 万 4,000 円増額し、2,663 万 2,000 円とさせていただくものでございます。

また、6款諸収入の2項1目の保険料還付金でございますが、新規に設定をさせていただきました。これにつきましては、移転あるいは死亡等によりまして保険料の還付が生じた場合に、その還付分が後期高齢者医療広域連合から納付されるものでございまして、22 万 5,000 円を計上させていただいたものでございます。

次に、72、73 ページの歳出でございますが、2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入において補正をさせていただきました保険基盤安定繰入金の増額に伴いまして同額を補正し、広域連合に納付するものでございます。

最後に、4款予備費でございますが、歳入補正に伴いまして 22 万

5,000 円を増額し、補正後の額を 138 万 8,000 円とさせていただくものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 11 号議案 平成 21 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 10、第 12 号議案 平成 21 年度嵐山町水道事業会計補正予算(第3号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第12号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第12号は、平成21年度嵐山町水道事業会計補正予算(第3号)議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を1,573万2,000円減額し、合計5億971万4,000円に、そして事業費用を154万円減額し、合計4億9,007万6,000円とするものであります。

資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を1億3,100万5,000円減額し、合計2億889万4,000円とするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、84ページをお願いいたします。予算の執行計画でご説明を申し上げます。

まずは、収益的収入及び支出でございますが、1項の営業収益、これが1,573万2,000円を減額して、5億363万3,000円となるものでございますが、1目の給水収益、これが750万円減額をして4億8,270万円、これは水道料金ですけれども、この水道料金につきましては、21年度配水量を当初予算で約317万5,000立米見ていたのですけれども、総配水量について302万8,000立米前後、4.6%ぐらいの減。それから、有収水量につきましては268万8,000立米ぐらいで、これにつきましては、最初は85%ぐらいで見ていたのですけれども、88%を超えるぐらいに上がってくるだろうということでございまして、有収水量については1.5%ぐらいの減ということでございます。有収率が88%を超えるということで、前よりも上がってよかったですなと思っております。

それから、3目のその他の営業収益なのですけれども、この雑収益が823万2,000円の減ということですが、これは新設加入金ということで、やはり当初に比べると少ないということです。当初は13ミリを90件、それから20ミリを20件、25ミリを1件ということを見ていたのですけれども、13ミリについては60件、20ミリについては6件、それから50ミリが1件ありましたので、その差が少しになったということでございます。そういうことで823万2,000円を減額するということでございます。

それから、支出のほうなのですけれども、営業費用のところの1のこの原水及び浄水費のところの動力費、これは550万減ということですが、電気料、

これが550万ほど減っていると。補正前は2,409万6,000円だったのが、補正後は550万減らしたので、1,859万6,000円になるということでございます。

それから、減価償却費については、有形の330万8,000円の減ということになるということでございます。

それから、一番下の3項の特別損失のところの1節の過年度損益修正損です。これが57万8,000円ということですが、これは水道料金の不納欠損処分ということで、36人分としてここに計上しております。

それから、次の85ページなのですが、これは資本的収入及び支出なのですが、このところの支出ですが、建設改良費が1億3,100万5,000円の減ということでございまして、これは、浄水場の施設費が1億2,735万5,000円の減ということで、これは第1浄水場の送水ポンプ等の交換工事等の減でございます。第3水源の電気設備交換工事といまして、ポンプの制御盤、それから高圧の受変電盤、発電機の交換工事について予定しておりましたけれども、第3水源の設備につきまして、維持管理の面で効率性、経済性を再検討しようということで、今年度改めて設計業務を行っておりまして、この結果に基づきまして来年度検討していくことになりましたので、今回は減額補正をするということでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

以上で終わります。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 84ページなのですが、有形固定資産減価償却費が減額ということなのですが、これは減価償却費を計上したのが減額になるというのは、減価償却資産を除却したということなのですか。どういう形でこの減額というのが、意味がわからないのですが、内容をお願いいたします。

○藤野幹男議長 答弁をお願いいたします。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 お答えいたします。

これは、いっぱいある固定資産、それを当初の額と比較して、最終的にこれだけ減るだろうということであるわけですが、ですから固定資産については、今数字がちょっとありませんけれども、持っています。そのトータルの減価償却分ということでもありますので、それが当初と違っているということで、個々のものについて、ちょっとわかりませんが、全部をトータルして最終的にこの数字になるということをご理解をいただきたいと思いますが。

○藤野幹男議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) ちょっと意味がわからないのですが、減価償却は

償却資産として出て、計上するわけですよね。それが、何でこの途中で、償却資産がなくなったということになれば、この償却資産が減るというのはわかるのですが、なくなっていないのに、ただ見積もりが減ってきて見積もりが違っているというのは、ちょっと意味がわからないのですけれども。

○藤野幹男議長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 減価償却費のそのもとになる資産について、それが年度途中で変わってきますので、持っているものが。安藤さん、よくご存じだと思うのですけれども、全体、いっぱいありますよね。それが、具体的な数字、このところを質問されると思わなかったので、ちょっと見ていないのですけれども。

ですから、22年度予算をちょっと持ってこなかったのですけれども、とにかく資産を持っているその対象となる有形固定資産、建物だとか構築物、機械だとかそういうふうなところの数字が当然変わってきますよね、当初と途中では。ですから、そういうことで330万8,000円がトータルとして減ってきたということで、有形固定資産の22年3月の予定貸借対照表では36億ぐらいあるわけです。

ですから、そういったものがそれぞれこういうふうには、22年の3月の減価償却費を見ると建物が全体で8,930万9,000円あって、そのうちのその減価償却が4,300、いろいろこういうふうには、数字を言ってもちょっとあれでしょう、持っていないでしょうからあれですけれども、こういうのをトータルした

ものですから。ですから、その合計額を推計して、この金額になるだろうと
いうことです。ご理解いただきたいと思います。

○藤野幹男議長 次。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第12号議案 平成21年度嵐山町水道事業会計補正予算(第3
号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第11、第20号議案 第4次嵐山町総合振興計画基
本構想の一部を改定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第20号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第20号は、第4次嵐山町総合振興計画基本構想の一部を改定することについての件でございます。平沢地区の工業地域の拡大及び川島地区の住居地域の一部を工業地域に変更し、企業誘致を推進するため、基本構想の一部を改定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 議案第20号の細部につきましてご説明を申し上げます。

裏面をごらんください。今回の改定につきましては、第2章の基本構想部分の土地利用構想中、国道254号線バイパス沿線の大字平沢地区にあります工業系の地域の拡大及び川島地区へ延長を予定しております都市計画道路の沿線にあります住居地域の一部を工業系に変更いたしまして、企業誘致を推進するものでございます。この用途地域の変更によりまして、今後税の増収、雇用の確保が見込まれ、町の活性化につながるものと考えら

れます。

それでは、ちょっと見ていただきたいと思います、まず(4)の工業地域のゴシック体のアンダーラインの部分、これを追加する改定でございまして、改定前、改定後とも(4)の工業地域の全文を対比したものでございます。

改定後であります、「越畑地区」の後に「平沢地区及び」を追加いたします。それで、新たに「川島地区については、周辺地区と調和を取りながら、優良企業の誘致を推進します」、これを追加するものでございます。

次のページの図面をごらんください。まず、改定前でございますが、東武東上線と国道 254 線バイパスが並行する下側にございます水色の工業地域をまず覚えておいていただきたいと思います、その後、裏面をまたごらんください。これが改定後でございまして、ちょっとどこが延びたのかわからないかと思っていらっしゃるかもしれませんが、この改定後では、平沢地区の水色の工業系を拡大いたしまして、開発可能面積を 7.98 ヘクタールとするものでございます。

また、新たに、この図面の中で関越自動車道の文字がありますが、この文字の下側、市野川沿いでございますが、この市野川沿い約 16 ヘクタールにつきましては、水色の工業系に変更するものでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 平沢の工業系ですが、南側は、具体的にどの辺までくるのでしょうか。新しく信号がつけましたけれども、あの辺よりもまだ南側までくるのかどうか、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 では、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

平沢地区については、もともとが農村工業導入促進地域という指定のところが、カインズ、ベイシア等の商業地域、そして現在ちょっと今名前が変わったところでございますけれども、シロックス物流、そのところがその対象地域でありまして、太陽インキさんと今度の工場の入るところに新しい信号機がつけました。そこを入っていくと町道がありまして、その右側の部分が現在駐車場になって、山のところが結構のり面になってブロックが積んである、その辺が今の境なのです。

今町が考えておりますのは、その山の部分というのですか、こちら側から行くと手前側の右側というのですか、その部分を含めて、それから東上線のガードがありますけれども、あちらにかけて工業地域を拡大していこうというふうに考えて、そのエリアが少し拡大する部分というふうに具体的には考えております。

○藤野幹男議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 私、第4次嵐山町総合振興計画の基本構想の土地利用に関しては、もともと反対しているものですから、特に伺いたいのですけれども、この最後の部分で、「住宅系地内の工業系については、緑化を始め住宅と工場が調和した土地利用を目指します」と書いてあります。でも、実際に住宅系地内の工業系について、緑化をはじめ住宅と工場が調和した土地利用というのは、例えば平沢の区画整理地内なんかにもあるのですけれども、どう考えても緑化と住宅とがうまく調和しているというふうに、私個人の考え方としては思えないのですね。

この緑化というのを住宅系の中の工場をやっていく中で緑化を進めていくわけなのですけれども、住宅の中で、それをどの程度とっていくのかというので、全く違ってくると思うのですけれども、考え方として。特に、川島にしてもそうですけれども、今の平沢にしても一応ぼさぼさ、ぼさぼさとなっていて、コンクリートにはなっていないわけですよ。今土が入っていますけれども、どんどん土を入れているところだと思って見ているのですが、盛り土しているところだろうなというふうに私としては考えて、あそこを通っているわけなのですけれども、その部分は今後はコンクリート化していくということになりますよね、工業系になってくると。

そのところというのは、緑化と工場と住宅地がうまく調和するための何

らかの方策というのは必要だと思っているのですが、それはどのようにして今後確保していくのか。今ずっと見ていますと土地利用の、今ちょっと休憩があったらとりに行ってこようと思ったのですが、休憩なく進められたので、あれなのですけれども、緑地部分というのはすごく少なくなってきて、やっぱり道路とか住宅地部分の面積が嵐山町ではふえていくわけなのですけれども、これで7.9ヘクタール、平沢区画整理組合のところは新たに工場がふえてくる。7.9ではなくて多分3ヘクタールぐらいになるのかなと思ったりするのですけれども、そうするとその分だけ、少なくとも緑地の部分というのですか、いわゆる雑種地ですか、その部分は雑種地だと思うのですけれども、雑種地か田畑の部分がなくなっていった、コンクリートの部分に変わっていくわけですから、工場とか、そういうふうな形に。

その部分をどのようにして、緑地の部分を新たにこういうふうにして緑地を減らしていくのだったら、緑地の部分を新たに確保していかなければ、緑化をはじめ住宅と工場が調和したというふうになっていかないと思うのですけれども、区画整理組合をずっと見ていますと、平沢土地区画整理組合のほうを見て歩いてみますと、最初のうちは垣根をつくってというふうな形の物をつくっていったと思うのですよ。最初のうちはいっていたと思います、住宅地のところも。でも、それがだんだん、だんだんなくなっていった、コンクリートのような感じの住宅になっていくのですよね。

実際には、すごく多く、もともと雑種地だったわけで、それを区画整理組

合ではやっていったわけなのですからけれども、その部分の緑の部分というのは明らかに少なくなっていくって、コンクリート化してきているわけなのですからけれども、それをどのようにして緑地部分を確保していく。政策を持ちながら、このような形に持っていくかというのは、これからはかなり重要だと思っているのですけれども、その点について伺わせていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 ちょっといろいろお話がありましたので、私もいろいろお答えをさせていただきたいと思います。

まず、平沢の区画整理地内の工業系ということで、皆さんご案内のように昭和機器さんをはじめとする工場が点在をしておつたと、それを工業地域に集約をしたと。そこに緩衝緑地という、それは渋谷さんのお考えでは不満足かも知れませんが、私どもは規定に基づきまして一定の緩衝緑地を設けて、あそこに工場を集約したというのが一つございます。

それと、先ほど平沢の区画整理事業の生け垣の話がございましたけれども、これは地区計画に基づいて、一定のルールに従っていると。例えばブロックを全部積むのはだめですとか、それはそれなりの地区計画に基づいて住宅が建てられているということです。

それと、今、平沢の今後、拡大の話がございましたけれども、これは、当然開発をすれば開発の基準というのがございますから、一定の面積以上の

開発をする場合には、一定の緑地をとるということでございますので、これは、それらのものがはっきりしておりますので、それに基づいて指導していくということかなと思っています。また、町の中にも条例がございますので、そこにも緑地に関する条例がございますので、そういうのに基づいて指導していくということかなと思っています。

今回お話は出ませんでしたけれども、川島の工業系の拡大をするところ、当然これは現在の市街化の用途が住宅系のところと隣接をしてくるということでございますので、ここも一定の緩衝緑地をとるということになっておりまして、先ほどちょっと補正予算のところに出てまいりました、あそこの川島の区画整理の事業計画というものを、今素案を立てているわけですが、その中できちっとこの部分については、例えば5メートルだとか、10メートルだとか、これも基準がございまして、それに基づいて緩衝緑地をとるのが指導になっておりますので、そのような今計画を立てているところでございます。

いずれにしても、今総合振興計画の改定のところの住居系地内の工業系についてというのは、先ほど申し上げました平沢の区画整理の地内あるいは現在、明星食品さんが工場を建てております、あの辺の近辺を今後どういうふうに、例えば何か違う動きがあったときに、いわゆる緩衝緑地をセットしていくとか、そういう意味でここには書いてあるわけでございます。

いずれにしても、一定の面積以上を当然開発をすれば、規定に基づいた

緩衝緑地あるいは緑地、そういうものはセットするということになっておりますので、できるだけ私どもも緑地の面積がふえるように、進出する企業については今後もお願いをしていきたいなど、基本的には考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) ちょっとごめんなさい。都市計画法とか持ってきていないのでわからないのですけれども、緩衝緑地の部分というのは、私は非常に少ないなというふうに、今の法令の中で考えているのですけれども、条例の中でそれをある程度入れていかないと、かなり幅広く持っていかないと、緑地部分というのはすごく少なくなっていくと思うのです。

私自身、町の中を歩いていますと、どんどん、どんどん緑地が減っているというのは、改めて見ていて、山のほうに行けば山は残っているから緑はあるというふうに言われると思うのですけれども、でも実際に市街地を歩いていきますと、こんなに緑地を減らしてどうするのとか、あるいは沼の周りにどんどん住宅ができるから、だから沼が陥没していくというのがわかってくるのです、それは当然のことです。

その部分を、町を、土地のある程度のものを守ろうとすると、緑地率というのはかなり大きくとらないと、嵐山ではなくて全体的に難しい、これからの人口減少化時代の中でそれをあらかじめとっておかないと難しいかなと思っているのです。住宅系にしても、町の中を歩いてみますと、確かに住宅

は開発しているけれども、一方で空き家になっている住宅も多いわけです。ご存じないかもしれないけれども、私はかなり多くなっているなというふうに見ているのです、歩いていると。

そうすると、今のままの形で、今の条例化は都市計画法の基準だと思うのですけれども、政令の基準によって緑被率をつくっていると思うのですが、その部分を条例化して広げていかないと、緑被率というのですか、それが守られていかない。逆にその緑被率を守っていこうとすると工場が来ないというふうな形になってくるのかもしれないのですけれども、その部分を守りながらやっていくというふうな形が必要だと思うのですが、新たな今の基準ですと、どの程度の緑被率になるのかわからないのですけれども、例えば平沢の大店舗街を見ますと、緑被率というのが一定程度とってあります。大店舗街は、本当にわずかなのですが、1本ずつ木が植わっているかなという緑被なのですけれども。

昭和機器の横には5メートルもないですよ。でも、あれでも随分町は頑張ったのだらうなというふうに思っているのですけれども、それだと多分これからの、あと10年、20年はまだ人口が何とか維持できるからいいのだらうなと思うのですけれども。維持というか、1万5,000ぐらいまでいくのだらうなというふうに思っているからいいのですけれども、それ以降になって全部開発してしまって、コンクリート化した後というのが残って行って、工場の残骸とか、道路の残骸とかというのが多分出てくるのだらうなというふう

に思うのですけれども、それを、そのようなことをつくらないために、嵐山町では一定の、さらに都市計画法の政令に伴う以上のものを、私は規制条例ではないと思うのですけれども、町民のために緑の寄附をしていくような条例をつくって確保していかないと、この土地利用構想がうまくいかないのかなと思っているのです。

この部分で土地利用構想図が出ていて、これが土地利用構想図なのだから大きな、具体的にここまでの部分を確保していきますよというふうな形にはなっていないわけです、緑を。その部分をはっきりさせるような条例なり、嵐山町の土地利用構想を考えていかないと、なし崩し的になっていくのではというふうに考えているのですが、嵐山町のほうで新たに緑被率を含めた条例化をつくりながら土地利用を考えていくという考え方があるのかどうかお伺いいたします。現在のものを守っていく以上のものをつくっていかないと、難しいのかなと思っているのですが。

○藤野幹男議長 それでは、答弁をお願いいたします。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

基本的には、土地というのは公共用地か、あるいはそのほか民間の土地です。今おっしゃることもよくわかるのですけれども、だれがどういうふうに負担をするのかということかなと、基本的には思っております。

それは、例えば工場を建てるときに、県の基準に基づいた緑地率をこれ

だけとりなさいというものがあつたときに、それを上回る指導というのはなかなかできないのかなと。仮に、緑地率をあと5%ふやしてくださいと言つたときに、それを工場側にやっぱり負担を求めたときに、工場側が果たして簡単に納得をしていただけるかどうかというのは、なかなか難しいのかなというふうに思つております。

それと、市街地の中の緑地のお話もございましたけれども、今まで当然、例えば雑木林があつても、それはみんな個人の土地なのです。したがつて、個人がそこをどうするかによつて、例えば住宅系にするとかというのは、そういうのがあつたときに、では一定の緑地あるいは公園の面積を確保、そういうふうなあれになっているわけです。

したがつて、例えば、ではこういうところに緑地が欲しいと、必要ではないかと、あるいは公園が必要ではないかなれば、町がやはりきちつと位置づけをして、それなりの財源の手当てをしながつら、やっぱり緑地というものを確保していかざるを得ないのかなというふうには、基本的に考えています。したがつて、条例を定めてその民間の開発だとかそういうものになお規制を加えていくというのは、今のこの時代の流れからいつてなかなか難しいのではないかなというふうに思つています。

したがつて、必要があれば、町がきちつとした場所、ここを公園にしていくとか、あるいは緑地にしていくとかというものの財政的なものを含めた中で考えていかざるを得ないのかなというふうには基本的には考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 私も、日本の土地所有制度が非常に私権が大きくて、世界に類のないような私権の大きさとというのは最近わかってきたのですけれども、ですけれども、今の状況でいくと、日本の私権のこの今の位置づけでいくと、多分日本の国というのは、もっともっとコンクリート化して残念な状況になっていくかなと思うのです。

その部分を条例で規制することができなくても、指導要綱なりなんなりをつくってはっきりやっていかないと、条例で規制ができないとしてもお願いするような形のものをつくっていかないとますます、できないから私権が、土地所有権のほうが非常に強大であるので、この形で仕方がないのですよというふうな形で工場誘致などをしていくと、ますます緑地というのは少なくなってくるわけです。

雑木林がどんどんなくなっていったり、この状況がいかに残念なことであるかというのをわかっています。それで、それは相続税対策で、そういうふうな形になっていくというのもわかっているのですけれども、今の状況の中では仕方がないというふうに思うのですけれども、この土地利用計画の中に、こういったものをつくっていくのであるならば、それなりに進出してくる業者や、それから今の土地所有者に協力してもらおうような何らかの規制というか、ものはつくっていかないと、嵐山町ではこれ以上、私は嵐山町というのは随分

開発してしまった町だなというふうに思っていますので、その部分をどのように考えていくのか、町長に伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁をお願いいたします。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今、副町長のほうから答弁させていただいておりますけれども、基本的には、その土地というのはだれかのものなのです、公か私か。それで、それについての考え方というのは、どうするかというのはその公がどうする、私がどうする、もうこれ以外ないと思うのです。それを、それ以上のところに制約をかけるというような話ですけれども、そういうご理解をさせていただける人には話をして、なるかもしれませんけれども、具体的に例えば今進出企業と話をしてる段階のときに、土地の価格は幾らですかということが出るか出ないかというようなときに、このときにもっと何%も広げてください、木を植えてくださいというようなことで、実際問題として話が通らないですね。

そういうようなことも踏まえて、これを今お願いをしているのであって、一番国の根幹となる都市計画法の数値に、少なくともそのところだけは確保していくのだと、それ以上は後の公なり、私なりに考えていただく。

それで、今もちょっと答弁の中にありましたけれども、嵐山町の中では、こういう地価というのは、かなり今の財政状況の中では頑張っているほうだと思っております、周りの市町村に比べても。

それで、これからについても、そういうようなものについて、地域の皆さん

と一体になってということでそういう条例もつくるし、資金の窓口もつくったりしているわけでありまして、現状では、今のままこの程度かなというふうに、大変申しわけないのですけれども、そんな感じがいたします。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第20号議案 第4次嵐山町総合振興計画基本構想の一部を改定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第12、第21号議案 嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 21 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 21 号は、嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者の指定についての件でございます。嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

木村企業支援課長。

〔木村一夫企業支援課長登壇〕

○木村一夫企業支援課長 それでは、議案第 21 号の細部説明を行います。

議案第 21 号は、嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者の指定を行うものです。

まず、1として、公の施設の名称は嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターです。

2として、指定管理者の名称及び所在地は、嵐山花見台工業団地工業会、嵐山町花見台7番8号です。

3として、指定の期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日の5年間です。

次に、指定に当たっての経緯を説明したいと思います。

嵐山花見台工業団地管理センターは、嵐山花見台工業会から嵐山町に花見台進出企業の研修施設をつくってほしいという要望を受け、嵐山町と嵐山花見台工業会とで埼玉県企業局に研修施設の要望をし、埼玉県企業局より平成9年3月25日に施工して竣工したという管理センターでございます。研修施設の目的は、嵐山花見台工業団地の進出企業の研修、研鑽の場として、また町民の文化の向上の場として建設されたもので、建設に当たっての理由などを考え、一般公募ではなく、今回指定管理者を選定したものでございます。

なお、議案第21号の参考資料はご高覧ください。

以上です。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 公募をしなかったということで、そうすると初めからこの工業会ともう結ぶつもりであったということであるわけですね。条例にもありますけれども、原則として公募するということで16条に載っているわけです。やっぱりこの原則を私は守ってほしいなと。その公募が幾つかあつ

た中で一番管理センターを管理する上で工業会がふさわしいと、そういうふうになれば一番いいわけですね。

ところが、これだと、もう工業会ありきで事を進めたということでもありますので、本当に腑に落ちないというふうに考えざるを得ないわけです。工業会先にありきで、もう進めたということやってきたのか、その点伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

そういうことではありません。まず、特別な事情があるということで、管理センターを建設した当時の目的だとかそういうものを考慮して、工業会のほうが一番管理するのが妥当だろうということで、一般公募ではなく、今回工業会のほうへ指定管理をお願いするというふうに考えておるものでございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) それでは、公募しなかったという理由にならないのです。公募してやったら何か支障があったわけですか。これちょっと課長ではあれでしょうから、何か支障があったのかどうか。支障があると判断したから、原則を破って公募しなかったわけでしょう、ちょっとその辺伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 では、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 先ほど木村課長がお答えしたとおりでございます。今、川口議員ご指摘のことでございますけれども、もともとが工業団地の管理センターというのは、先ほど木村課長が説明した経緯に基づいてできたと。それを町が管理をしてきたわけでございますけれども、諸般の事情によって、今人がいない状況です。これを何とか解決するにはどうしたらいいかと。工業会もお金を出すのですよ、人を置くのに。そういうところが、ほかの公募で考えられないというふうに私どもは思っているわけです。

それと、何はともあれ、やはり進出する企業のためにつくった施設ですから、その工業会で管理をしていただけるというのは、これ以上の相手というのですか、いうのはないというふうに私は思っています。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 工業会も公募すればいいわけですよ。別に最初からこの工業会だというふうな決め方というのは、私はやっぱりまずいのではないかと思うのです。

その経過というのは、私もわかります。結果、工業会が受けるというのもわかりますよ。ただ、その過程なのですよね。過程は、公平な中でやってほしいということを私は申しているのです。何社かは公募して、一番ふさわしいのをやっぱり選ぶと、これが基本になかったら、工業会だけを選んで

いくという形にしかならないわけですから、やっぱりこれはまずいなというふうに思うのです。今後の反省にと言っても、反省するつもりはないでしょうけれども、こういうやり方はやっぱりやめていただかないといけないなというふうに思うのです。

○藤野幹男議長 いいですか、答弁、答弁は要らない。

○9番(川口浩史議員) 何か答弁ありますか。

○藤野幹男議長 では、答弁。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 一般的な施設で指定管理者を定める、そういうのは当然公募を考えています。それは当たり前の話だというふうに思っています。

したがって、今回については、先ほども経過を申し上げましたように、今までのいきさつもありますし、先ほども申し上げました自分たちでお金を出してまでやってくれるところが、果たして公募してというのはとても考えられないというふうに私は考えています。

したがって、一般的な今度どこかの施設を、例えばその施設を指定管理者することによって、その企業が利益を受けるというようなそういう施設があるとすれば、それは当然公募をして、応募する企業もあるでしょうけれども、今回のケースは、とてもそういう施設ではないのではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、原則は公募ということでございますので、今後それにふ

さわしいような施設の指定管理者をお願いするときには、当然のことですけれども、公募が原則でございますので、そういうものについては当然そういうふうを考えていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) ちょっと手前みそになるのですが、私は4～5年前にこの指定管理者制度ができたときに、ほかの自治体でどんどんやっているときに、嵐山はどうしてやらないのだというような質問をしたことがあったのですよね。そのときに、第1にこの花見台工業団地を考えていますというような答弁があったのですが、それが実現したのかなというふうに思うのですが、この民間に指定管理者としてお願いするというのは、これはそれなりのメリットがあるというふうに私も聞いていますし、現実的にある吉見の施設では、この民間指定にしたことによって、指定管理者によって随分黒字になったというような話も聞いているのですが、そういう民間のノウハウを入れることがこの指定管理者の意義があるのだと思うのですが、そういう意味から、今お話が出ました特殊なケースではあるけれども、今までのこの費用に対して、指定管理者にすることによって、具体的にわかれば、どのぐらいのメリットが出てくるのかとか、来年すぐすぐということではないにしても、いずれはそういうふうな形が出てくるかどうかという

ことをお聞きしたいことと、指定管理者にするとそこにお任せするわけですが、その花見台の管理センターの利用料というのですか、それは町との関係はどうなるのか。要は、指定管理者にしたのだから、そちらにお任せだよというのか、あるいは利用料だけは町が管理していくのかどうかお聞きいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えします。

費用の関係なのですけれども、今まで町のほうで、あそこの管理センターを管理していくのに年間 270 数万円の費用がかかっていたという状況で、それは無人でいたときの話で、今回人があそこへ、管理室に張りつくという状況の中で、来年度予算を今お願いしているわけですが、委託費ということで 300 万円を相手方にお支払いすると。

その中で相手方の工業会とすると、人件費は一切その中に含まれていませんので、工業会のほうでは、そこで事務をされる方の人件費を大体、今 120 万を用意して事務をやっていくというような考えでやっていこうという話です。

それと、利用料の話なのですけれども、昨年までの話だと、年間 24 万円ぐらいの利用料があったわけですが、それも条例を改正しまして、日

曜、祭日を使えるようにしたということで、利用期間が大分ふえるというような面と、また休日だとかそういう面が使えますので、利用する人がふえるのではないかという見込みがあって、その利用料についても大分ふえるのではないかというように考えております。

それと、利用料は指定管理者が取って運営に充てていくというふうに条例で決まっております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) わかりました。

もう一つ、1点だけ聞くのですけれども、利用料の変更は、指定管理者にお任せなのか、町が関与するのかどうか、もう一度お願いします。

○藤野幹男議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 すみません。利用料については、指定管理者が収入して入れるということになります。

〔何事か言う人あり〕

○木村一夫企業支援課長 利用料金ですよ。

〔何事か言う人あり〕

○木村一夫企業支援課長 使う金額ですか。施設の使う料金については、変更はありません。今と一緒にです。今後に対しても、町で施設の管理をしているのとそういうものが改正になった場合には、改正があると思いますけ

れども、それについては、今の状況と変わらない、今後も当分の間変わらないというふうに考えております。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 再確認ですけれども、例えば変わらないというのは変わらないでいいのですけれども、もし指定管理者の権限というか、それで勝手に変えられるのかどうか、それとも町が協議した中で変えていくのかどうかということをお聞きしたかったのです。

以上です。

○藤野幹男議長 では、答弁のほうを木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えします。

指定管理者で、料金については変えられません。町のほうの基準で変えていくということになります。

○藤野幹男議長 ほかに。

13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 花見台工業団地の管理センターが土日と夜と長い時間使えるようになるので、これはとてもいいなと思っているのですが、1つ伺いたいのは、花見台工業団地のほうの条例も持ってきていないのですけれども、昼食、お弁当等の販売ができるようになるのかなり利用が上がるのかなというふうに思っているのですが、その点は、これは指定管理者のほうで考えることができるのか、それとも町のほうで、また販売をして

もよいというふうな条例改正のようなものをしていかななくてはいけないのか伺いたいと思うのですけれども、多分自動販売機はあったのかなとは思いますが。

○藤野幹男議長 では、答弁を求めます。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 販売云々については、管理者の許可をもらって販売するというような条例になっておりますので、指定管理者の許可が妥当だと認めた場合には、それはできるかなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうすると、お昼などを買いたいという方が今まであったと思うのですけれども、それは指定管理者のほうで、それを考えて持ってきていただければ、そこで売買ができるというふうな形で、嵐山町の許可というものはなくてもよいというふうに考えればいいのですか。

○藤野幹男議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えします。

あそこを利用する場合に、条例は町長というのを指定管理者に読みかえるわけなので、指定管理者の許可をもらえば、それはできるというふうになる話です。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 21 号議案 嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定
管理者の指定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 13、第 22 号議案 動産の取得の変更について
(防災倉庫及び防災資機材)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 22 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 22 号は、動産の取得の変更についての件でございます。防災倉

庫及び防災資機材の購入契約の変更に当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

今回変更させていただくものでございますけれども、既決契約額、これが1,046万8,080円、変更増額分494万1,720円でございます、合計が1,540万9,800円となるものでございます。

なお、既決契約額は16カ所、今回変更増額分は7カ所の追加となっております。

参考資料でございますけれども、種別等に変更はございませんで、数量が、今申し上げました7カ所分が増加してございます。

次に、その後ろのページをごらんになっていただきたいと思っております。これは防災倉庫の設置の予定箇所の一覧でございます、町内12カ所の自主防災組織が設立をされることになっておりまして、既に3カ所については設立総会を終えておりまして、残りの9カ所が3月末までに設立をされる予定と

なっております。

なお、今回の7カ所の追加箇所につきましては、この資料で黒く写っているところがございます。

以上をもちまして細部説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第22号議案 動産の取得の変更について(防災倉庫及び防災資機材)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月8日、9日、10日及び11日は休会いたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月8日、9日、10日及び11日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

(午後 3時15分)